

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点設置）

三 作業地域

さいたま市南区内谷五丁目地内

四 作業期間

令和元年六月十一日から令和二年一月十五日まで